

令和3年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

令和3年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,433,223千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和3年2月10日提出

横浜市長 林 文子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,621
	1 使用料	2,621
2 国庫支出金		2,025,000
	1 国庫補助金	2,025,000
3 県支出金		150
	1 県委託金	150
4 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
5 繰入金		6,173,437
	1 一般会計繰入金	3,385,648
	2 基金繰入金	2,787,789
6 諸収入		11,015
	1 雑収入	11,015
7 市債		4,220,000
	1 市債	4,220,000
歳 入 合 計		12,433,223

歳 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		12,433,223 <small>千円</small>
	1 みどり保全創造事業費	5,558,739
	2 みどり保全事業費	5,117,022
	3 基金積立金	1,000
	4 公債費	1,755,462
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		12,433,223

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
緑地施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 3,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
樹林地保全創造費	千円 1,507,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	325,000	同	同上	同上
緑化推進創造費	40,000	同	同上	同上
樹林地保全費	2,348,000	同	同上	同上
計	4,220,000			

